

第105回世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果について

開催日時：令和5年6月29日

案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	備考（修正点等）	議員へ情報提供
審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の取組について	《世田谷保健所》 《保健福祉政策部》	<p>現在区が実施している新型コロナウイルス感染症の各種取組について、国や都の動向や現在の実施状況、感染状況等を踏まえ改めて見直しを行い、今後の対応方針等について決定する。</p> <p>【考え方】</p> <p>「世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター」について、令和5年度中は継続して実施する。なお、国庫補助期間が上半期対象となっているため、下半期分は全額一般財源想定。入院調整等に係る事務及び看護師の委託業務を9月30日をもって廃止する。ただし、都の入院調整業務が10月以降継続となった場合は、継続して対応する場合がある。</p> <p>区内介護事業所等の社会福祉施設を対象に早期に感染者を発見することを目的とした社会的検査（行政検査）について、申し込みが減少傾向にあること等を踏まえ、休止する。ただし、新規変異株の流行等により、検査の必要性が生じる場合は再開する。また、休止の場合は短期間で再開するための体制維持費のみを委託事業者へ支払う。</p> <p>区内介護事業所等を対象に一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見することを目的とした社会的検査（随時検査の補充）について、抗原定性検査の申し込みが一定程度あること等を踏まえ、継続する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関支援事業について、基本的には6月末で廃止予定。なお、世田谷区医師会及び玉川医師会とは改選期で未調整のため、改選後速やかに協議する。</p> <p>第102回及び103回のコロナ本部において、令和5年5月8日以降「継続」または「縮小」と決定した上記以外の事業における令和5年10月以降の取り扱いについては、各所管で調整の上、別途決定する。</p>	付議のとおり決定する		なし